

令和 8 年度

一丈野国有林トイレ給水管布設替作業

閲覧図書

【閲覧図書内容】

- 1 入札者注意書
- 2 請負契約書（案）
- 3 様式類
- 4 参考資料

滋賀森林管理署

1 入札者注意書

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

2 請負契約書（案）

請負契約書（案）

分任支出負担行為担当官 滋賀森林管理署長 川崎 秀親（以下「甲」という）と （以下「乙」という）は、一丈野国有林トイレ給水管布設替作業（以下「請負作業」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（実施する請負作業）

第1条 甲は、次の作業の実施を乙に請負わせ、乙は、甲又は甲の指名する職員の指示に基づき、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

- （1）作 業 名 一丈野国有林トイレ給水管布設替作業
- （2）作業内容等 別紙1「仕様書」及び別紙2「作業数量等内訳書」のとおりに
- （3）作 業 期 間 令和8年 月 日から令和9年2月26日まで

（請負費）

第2条 請負費は次のとおりとする。

¥ . ー

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ . ー）

（契約保証金）

第3条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（一括下請負等の制限）

第4条 乙は、請負作業の全部を一括して、主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、作業における総合的企画、作業進行管理、手法の決定及び技術的判断をいうものとする。

- 2 乙は、この請負作業達成のため、作業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再請負」という）を必要とするときは、あらかじめ任意の様式に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の再請負の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所及びその他必要な事項について記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 5 甲は、前2項の書面の届け出を受けた場合において、この契約の適正な履行のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告をさせることができるものとする。

(監督職員)

第5条 甲は、この請負作業の適正な履行を確保するため、監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、立会い、指示その他適切な方法により監督を行うものとする。

3 乙は、甲（監督職員を含む。）から監督に必要な報告等を求められた場合は、速やかに報告するものとする。

(現場代理人及び作業従事者の届出)

第6条 乙は、契約の履行にあたり現場代理人を選任し、任意の様式により甲に現場代理人及び作業従事者届を提出しなければならない。

(作業工程表)

第7条 乙は、契約書及び仕様書に基づき、任意の様式により作業工程表を作成し、作業着手前までに甲に提出し、承認を受けなければならない。

(完了報告)

第8条 乙は請負作業が完了したとき（作業を中止した場合を含む。）は、請負作業の成果を記載した完了報告書を甲に提出するものとする。

(完了検査)

第9条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の報告を監督職員が受理したときは、その日から起算して10日以内に乙の立会のうえ、検査を実施しなければならない。この場合、乙が完了検査に立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、乙は甲が行った検査結果に対して異議を申し立てることはできないものとする。

(合否の通知)

第10条 甲は、前条に規定する検査の結果を書面により乙に通知するものとする。

(請負費の支払い)

第11条 乙は、前条の通知を受けたときは、書面により甲に代金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

(請負作業の中止等)

第12条 天災地変その他やむを得ない事由により、当該請負作業の遂行が困難となったときは、甲乙協議のうえ、甲は、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 甲は、前項の規定に基づくほか、必要があると認めるときは、契約を変更し、又は中止することができる。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、作業期間内又は作業期間経過後相当の期間内に作業を完了する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がなく、作業に着手すべき時期を経過しても作業に着手しないとき。
- (3) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達する事ができないと認められるとき。
- (4) 乙が天災、不可抗力、その他正当な理由によらず契約の解除を申し出たとき。

(違約金)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合において、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 15 条 乙の責に帰すべき事由により、履行期限内に作業を完了することができない場合において、甲は損害金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負費に対し、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 16 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排

除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約を関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第17条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかとなるとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（暴力団排除に関する特約条項）

第 18 条 暴力団排除に関する特約条項は別紙 3 のとおりとする。

（秘密の保持等）

第 19 条 乙は、この請負作業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。

（契約外事項）

第 20 条 この契約に定めのない事項について、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（疑義の解決）

第 21 条 この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議のうえ解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

（甲） 住 所 滋賀県大津市瀬田三丁目 40-18
氏 名 分任支出負担行為担当官
滋賀森林管理署長 川崎 秀親

（乙） 住 所
氏 名

仕様書

1 総則

この仕様書は一丈野国有林トイレ給水管布設替作業に適用することとし、作業実行の細部については監督職員の指示に従わなければならない。

2 給水管の規格等

給水管の材料及び施工については、給水管図面及び別紙2「作業数量等内訳書」のとおりとする。現地の状況等により給水管図面等によりがたい場合は監督職員の指示によるものとする。

なお、掘削後は適切な方法により埋め戻し、原状回復することとし、作業により発生した廃棄物は適切な方法により処分すること。

3 留意事項

- (1) 作業箇所は駐車場に隣接しているため、利用者の安全を確保すること。
- (2) 現地作業開始 14 日前までに、駐車場及びトイレ利用者が容易に視認できる箇所に作業予告看板を設置すること。また、作業期間中は作業名、作業期間及び請負者名等を記載した現場標示看板を設置すること。
- (3) 作業実行にあたり資材等の運搬を行う場合、必要に応じて交通誘導員を配置すること。また、十分な安全対策を講じることとし、必要に応じて関係機関への届出等を法令等に基づき実施すること。
- (4) 資材を現地で保管する場合は、三角コーン等により立入禁止区域を明示するとともに、第三者の立ち入り防止措置を講ずること。
- (5) 作業完了に関しては作業箇所付近の清掃等を適切に実施すること。
- (6) 現地作業については、駐車場等管理者と調整を図ること。

4 その他

- (1) 完了報告書には作業前、作業中、作業後の写真を添付すること。
- (2) 作業現場に即した安全対策を講じ、安全に作業を実行すること。

作業数量等内訳書

作業名：一丈野国有林トイレ給水管布設替作業

作業種等	仕様及び規格	数量	単位	備考
分水栓キャップ	13mm	1	個	
水道用サドル付分水栓 ボール式(A)	硬質塩化ビニル管・鋼管用 呼び径40×25mm	1	個	
ポリエチレン管金属継手分・止水栓ソケット	25A 水道用	2	個	
ポリエチレン管	水道用二層管 1種(軟質) 呼び径25mm	90	m	
ポリエチレン管金属継手60° ロングベンド	25A 水道用	1	個	
開閉防止型・ボール式直結止水栓	φ25	1	個	
伸縮型・単式逆止弁(金門ねじ)	φ25	1	個	
水道用ポリエチレン管金属継手	径違いチーズ25×13mm	3	個	
水道用ポリエチレン管金属継手	塩ビ管用ソケット	3	個	
硬質塩化ビニル管ガイドナット	13A (シュモク込)	3	個	
ポリエチレン管	水道用二層管 1種(軟質) 呼び径25mm	20	m	
HIVP継手類	13mm	1	式	
雑材料・消耗品		1	式	
舗装切断工	AS t≤10cm	1	回	
As殻処分	運搬・処分	1.2	m3	
アスファルト復旧工	加熱合材 t=50mm 駐車場内	20	m2	
試験掘り工		1	箇所	
管布設土工(市道部)	接続土工	1	箇所	
管布設土工(市道部)	撤去土工	1	箇所	
管布設土工(AS部)	25 AS 管路	30	m	
管布設土工	25 砂利 造成地内	50	m	
管布設土工	13 既設管接続土工 造成地内	3	箇所	
残土運搬		35	m3	
残土処分費		35	m3	
ポリエチレン管据付工	25	80	m	
ポリエチレン管継手工	25	10	口	
ポリエチレン管継手工	13	3	口	
止水栓取付工	25	1	箇所	
管明示テープ巻き工		80	m	
ロケーティングワイヤー設置工		80	m	
埋設シート敷設工		80	m	
表示ピン設置工		1	箇所	
通水試験工	100,75,50,20	80	m	
市道本復旧工	市道部	1	式	
水道工事申請費		1	箇所	所管機関へ申請
道路占用申請費	市道	1	式	所管機関へ申請
河川占用申請費		1	式	所管機関へ申請
道路使用申請費		1	式	所管機関へ申請
検査立会費		2	回	所管機関へ申請
給水管審査・検査費		1	式	所管機関へ申請
水道加入金	φ13→φ25差額分	1	式	所管機関へ申請
以上				

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

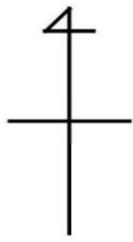
(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

一丈野国有林トイレ給水管布設替作業 位置図

一丈野国有林29イ林小班内
(一丈野駐車場内)

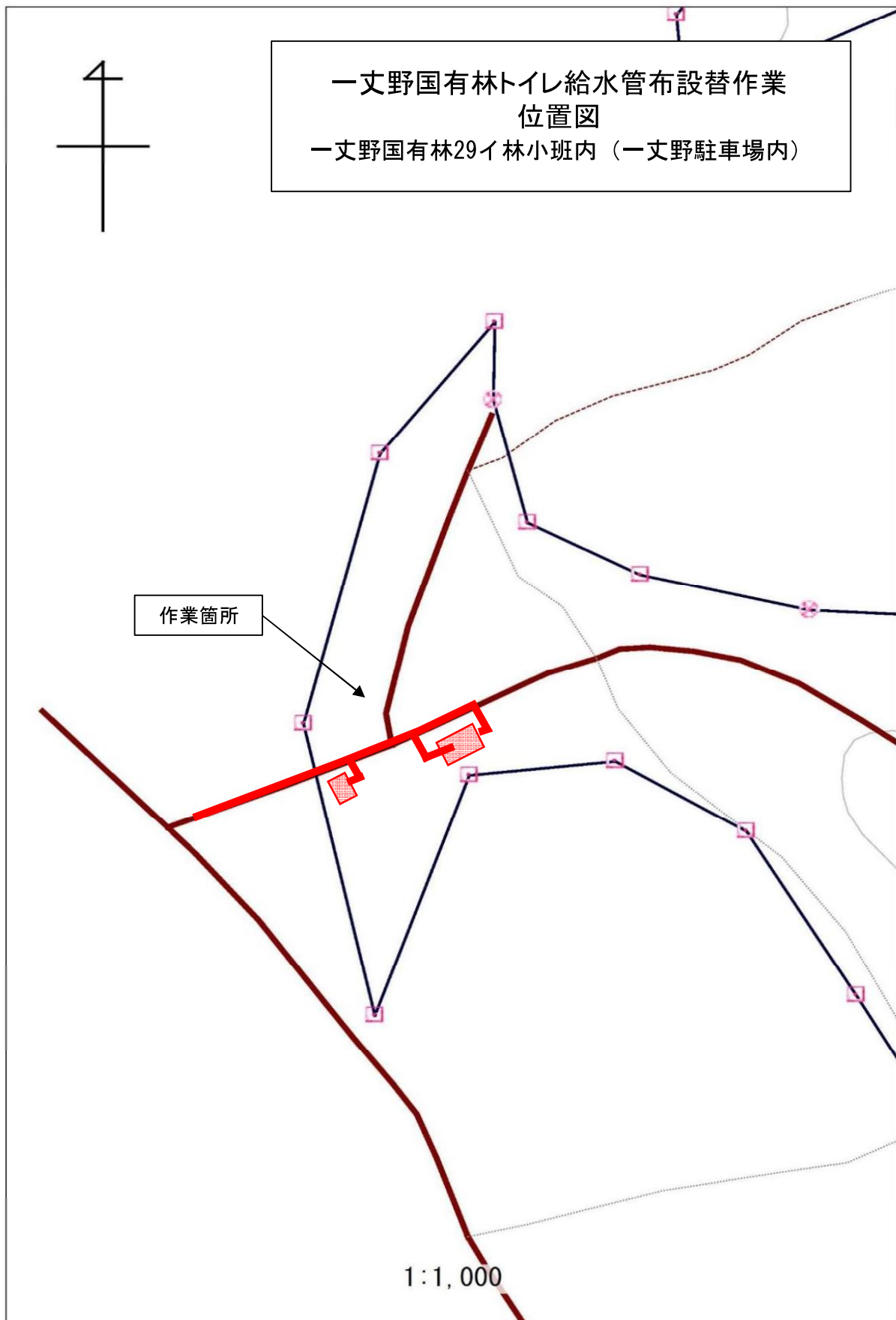




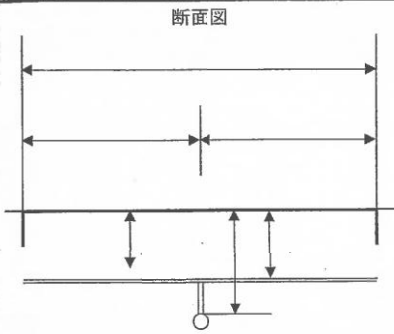
一丈野国有林トイレ給水管布設替作業
位置図
一丈野国有林29イ林小班内（一丈野駐車場内）

作業箇所

1:1,000

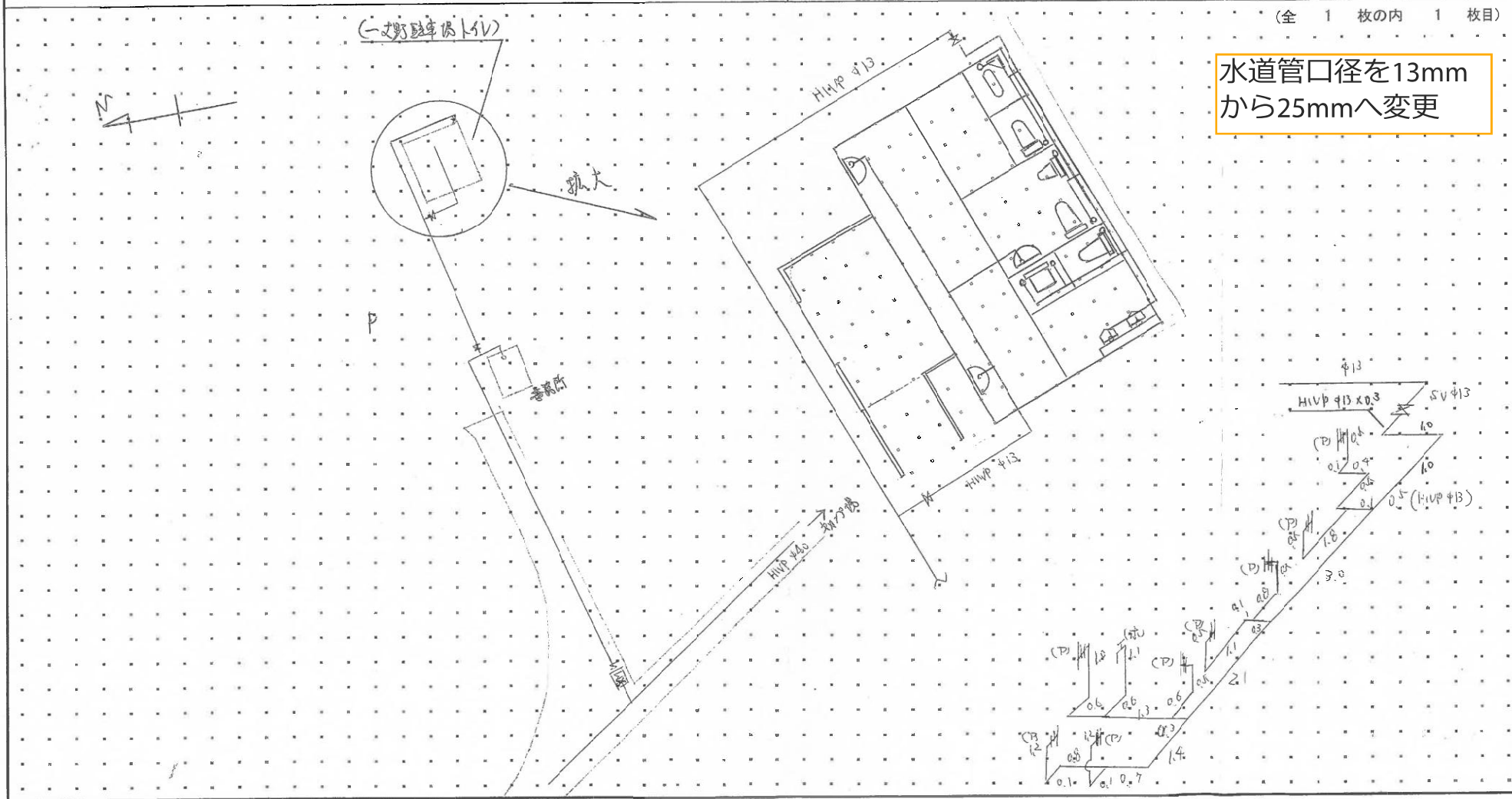


給水管図面

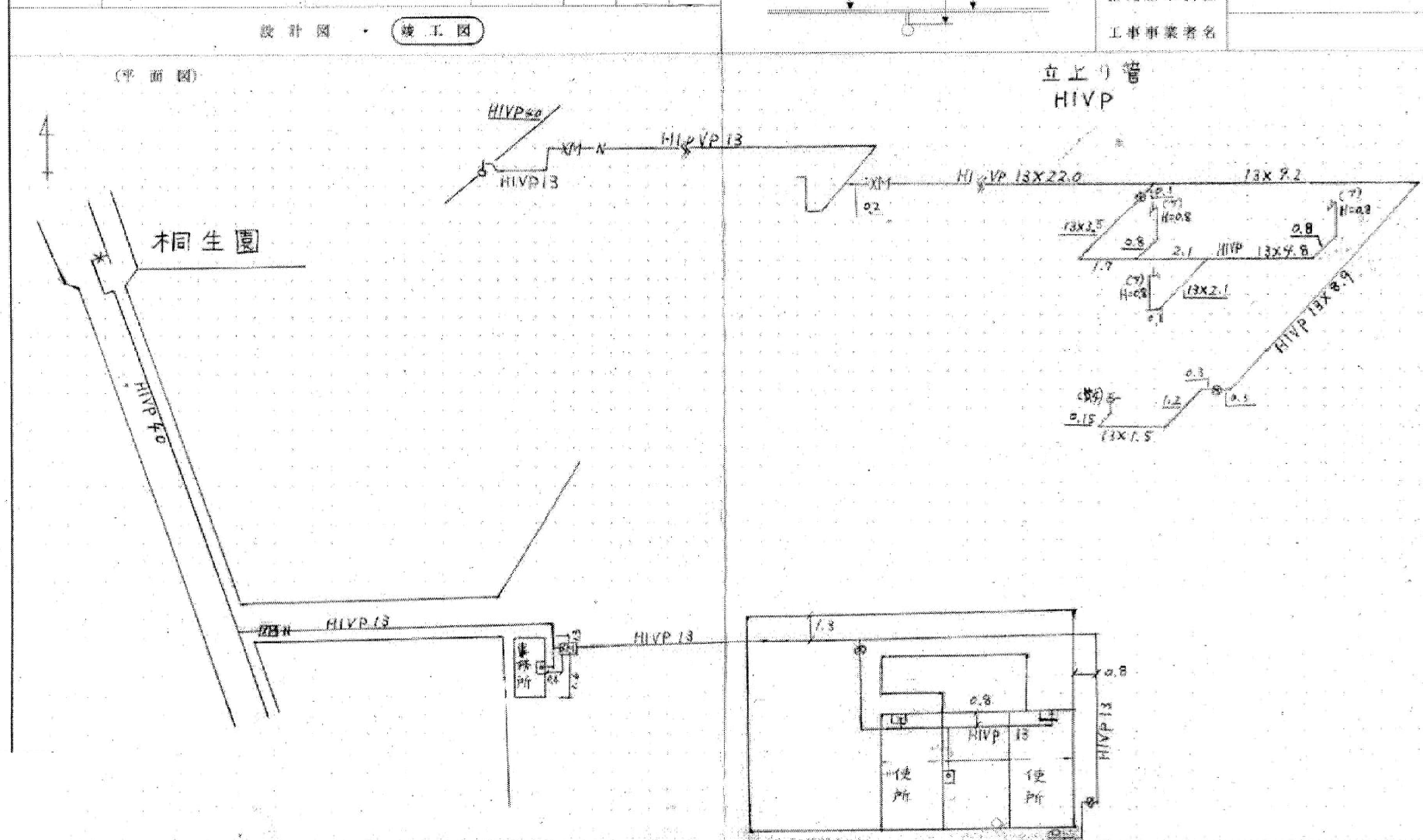
工事場所	大津市上田上桐生町 一丈野国有林29イ林小班内（一丈野駐車場）			竣工検査日	令和 6 年 月 日	断面図 	給水装置工事主任技術者		検査(審査)
氏名	滋賀森林管理署	工事種別	改造	使用番号					
水栓番号		施設番号					免状 第 号		
建物名	一丈野駐車場	新築・(既築)		図面番号			指定番号		
(設計図)・竣工図								指定給水装置工事事業者名	

(全 1 枚の内 1 枚目)

水道管口径を13mm
から25mmへ変更



工事場所	上田上本間生田 一丈野			竣工検査日	
氏名	滋賀森林管理 署長	工事種別	改造	台帳番号	
水検番号		施設番号		力一下番号	
建物名	一丈野小	新築・既築		図面番号	



3 様式類

初・再回	順 位
	落 ・ 不落

入 札 書

物件名：一丈野国有林トイレ給水管布設替作業

入札金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の数字の頭に¥を冠すること。

上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に上記金額の 10%に相当する額を加算した金額となること、及び入札公告、入札説明書、入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

入札者
住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

滋賀森林管理署長 殿

(委任者) 所在地(住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記入札に関する一切の権限を委任します。

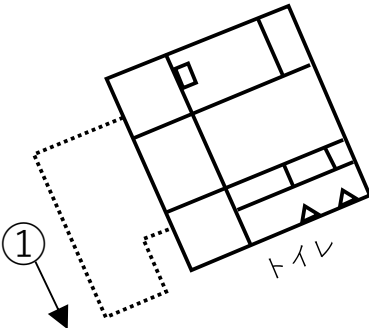
(受任者) 所在地(住所)
商号又は名称

代理人

(件名) 令和8年11月30日開札
物件名：一丈野国有林トイレ給水管布設替作業

4 參考資料

参考写真位置図



駐車場（砂利）

国有林境界

事務所

②

③

④

参考写真①



参考写真②





参考写真③



参考写真④